

令和元年

富士川町議会

第4回臨時会会議録

令和元年 10月 30日 開会

令和元年 10月 30日 閉会

山梨県富士川町議会

令和元年

富士川町議会第4回臨時会

令和元年 10月30日

令和元年10月30日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町一般会計補正予算（第3号））
日程第 5 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町一般会計補正予算（第4号））
日程第 6 議案第80号 財産の処分について
日程第 7 議案第81号 令和元年度富士川町一般会計補正予算（第5号）
日程第 8 議案第82号 学校給食センター給食配送車両購入契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	秋山 仁	2番	樋口 正訓
3番	笹本 壽彦	4番	井上 和男
6番	秋山 稔	7番	成田 守
8番	小林 有紀子	9番	深澤 公雄
10番	青柳 光仁	11番	堀内 春美
12番	鮫田 洋平	13番	長澤 健
14番	井上 光三		

3. 欠席議員

5番 望月 眞

4. 会議録署名議員

12番 鮫田 洋平

13番 長澤 健

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（12人）

町	長	志	村	学	副	町	長	齋	藤	靖									
教	育	長	野	中	正	人	会	計	管	理	者	内	田	一	志				
政	策	秘	書	課	長	秋	山	佳	史	財	務	課	長	秋	山	忠			
管	財	課	長	樋	口	一	也	産	業	振	興	課	長	依	田	正	紀		
土	木	整	備	課	長	志	村	正	史	都	市	整	備	課	長	河	原	恵	一
教	育	総	務	課	長	中	込	浩	司	生	涯	学	習	課	長	深	澤	千	秋

6. 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	早	川	竜	一	
書						記	依	田	文	哉

開会 午前10時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第61号をもって招集されました、令和元年第4回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。なお、5番望月眞君から欠席届が提出されておりますので報告します。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回富士川町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

○議長（井上光三君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により12番鮫田洋平君及び13番長澤健君を指名します。

○議長（井上光三君）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長（井上光三君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（井上光三君）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（井上光三君）

日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町一般会計補正予算（第3号））

日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富士川町一般会計補正予算（第4号））

以上の2議案は、専決処分の承認案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

—————2 議案の提案理由朗読説明—————

○議長（井上光三君）

次に、承認第7号及び第8号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長（秋山忠君）

それでは、承認第7号及び第8号の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページをご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

タブレット5ページをご覧ください。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算（第3号）の朗読）

第1表 歳入歳出予算の補正は事項別明細書により説明いたします。タブレット9ページをご覧ください。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

続きまして、承認第8号の補足説明をさせていただきます。タブレット12ページをご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

次の次のページをお願いします。タブレット14ページになります。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算（第4号）の朗読）

第1表 歳入歳出予算の補正は事項別明細書により説明いたします。事項別明細書をご覧ください。タブレット19ページとなります。

（以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上、承認第7号、8号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、承認7号及び第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

承認第8号の復旧事業にかかることについて質問をさせていただきます。4件あるその中の富士川親水公園の災害復旧事業について質問をさせていただきます。何年前にも災害に遭ったと先ほど説明を受けましたが、そのときは2000万円と説明を受けました。今回は、3000万円の復旧費用になっておりますけれども、その違いは、たぶん土砂の厚みかなんかだと思っておりますけれども、その辺の理由を教えてください。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただ今のご質問にお答えいたします。堀内議員のおっしゃるとおり、平成23年に青柳親水公園につきましては、今回と同じように浸水をいたしまして土砂の撤去工事を行いました。そのときのボリューム、土砂の量と今回の災害におけます土砂のボリュームが、やはり違うと。正確に引き算はできませんが、倍近くの量が違うということで、今回予算額が増額したということでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

この親水公園ですけれども、年間どのくらいの回数というか、団体が利用しているのか。また、人数的にはどのくらいの人が利用をしているのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただ今のご質問にお答えいたします。青柳親水公園につきましては、通常の社会体育施設とは違い、芝生広場と常設のグラウンドゴルフ場、常設のターゲットバードゴルフ場という構成になっております。グラウンドゴルフ場、ターゲットバードゴルフ場につきましては、申請をして利用をするという形態ではございませんので、正確な人数の把握はしておりませんが、ターゲットバードゴルフ場につきましては、現在部員が20名いらっしゃるようで、毎月1回の定例会を行っているということで、その定例会を見ても年間延べ300人以上は利用しているという状態でございます。またグラウンドゴルフ部につきましては、部員が80人から90人いらっしゃるようで、これもまた月例会ということで月1回、大会を開いているということで、年間延べ人数にしますと、1000人以上という利用状況と把握をしております。

○議長（井上光三君）

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

わかりました。ありがとうございました。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって承認第7号及び第8号について、質疑を終わります。

これから承認第7号及び第8号について、討論を行います。討論はありませんか。

○11番議員（堀内春美さん）

議長

○議長（井上光三君）

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

11番 堀内春美さん。

○11番議員（堀内春美さん）

承認案8号の4件出されております復旧事業の件につきまして、全部が反対ではなくて、その中の1つ、富士川親水公園の復旧作業については反対をしたいと思いますので、この案件が全部反対ということになるということは、ちょっと心もとないんですけれども、その中の1件だけを反対したいと思いますので、その理由を述べさせていただきます。

今年の台風19号による各県の被害状況全体では、日本全体で2000億円とも言われています。被害が大きかった地域に対しては大変申しわけないんですが、幸い富士川町では被害が少なくてよかったわけですが、一時、富士川も決壊の恐れがあると報じられました。被害状況を見てもわかるように、地球温暖化により、今までの台風とは進路も被害も違ってきています。これからの台風は、雨による水害の被害が非常に大きく、今回の19号も非常にその災害が大

きくて、いまだに復旧の見通しも立たないような状況が各地域で続いております。大変気の毒に思っております。富士川町では、ひどい災害ではなかったのです。この5000万円で済んだのですが、これからは毎年、台風の進路が今年のような進路になると気象庁で発表しております。雨の台風、水害の台風になると予想されています。そういうことを考えますと、この親水公園を今年3000万円かけて復旧する意味はあるのか。先ほど課長から、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフで何人か使用しているというお答えをいただきましたけれども、私が見る限りでは、親水公園でグラウンドゴルフをしている人たちはあまり見受けられません。なぜならば、富士川町にはグラウンドゴルフをする会場が、ほかにも立派な会場がいくつもあるわけなんです。たとえば、長澤のまほらの湯の北側にも立派な公園があります。そして、道の駅富士川の東側にも芝生の広いところがありまして、そこを利用する人たちが大勢おります。そういうことから考えますと、ここで3000万円出して復旧しても、来年再来年にまたそういう雨の台風の水害がひどくて、またそういう復旧しなければならないような状態になったことを考えますと、皆さんの税金を富士川に流しているような、そんな感じもするわけです。国から補助が出るといっても、これも、みんなの税金なんです。富士川町の財政も厳しい状況から、もう親水公園は使わなくてもいいのではないかと、そんなふうにも思います。それからターゲットゴルフをしている会員の方々から、私のところに言われました。「あそこの親水公園は、もうターゲットゴルフでは使わないから要らないですよ」という意見も寄せられております。そういうことから、財源を流してしまうというふうなことは非常にもったいないのではないかと。ほかにもする場所がいくらでもあるので、今回、それは、もう復旧しなくてもいいのではないかなって、もう復旧しなくてもいいような時代に来ているのではないかなってというふうに考えまして、反対をいたします。以上です。

○議長（井上光三君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番 長澤健君。

○13番議員（長澤健君）

それでは原案に賛成の立場から討論させていただきます。この案件は反対がでるとは思わなかったんですけれども、親水公園というのは国交省と町が一体となって、この東部開発を含めて富士川の護岸を守るために造られた公園であります。それと一緒に、上のほうに公園を造りまして、先ほども説明がありましたようにターゲットバードゴルフ部、またグラウンドゴルフ部、また、そこでウォーキングしたり、多くの町民が使っている施設でもあります。その施設が、今回の台風で土砂が溜まってしまったということで、芝生もすぐに取り除かないと根腐れをしてしまって、芝生も無駄になってしまうとことで、もっとも大きな金がかかってしまうということで、今回、専決ということで出してきたと理解しております。

町民が活用する施設、そして町の護岸としても重要な施設、この施設に対して、町は守っていかなければならないということは、私も常々思っておりますし、今回の災害によって3000万かかりますけれども、国から3分の2の補助がきて、また、そこから査定の中でさらに9割ほどが出るということで、議場なので細かく数字がわかっていないので、あまり言いませんけれども、町の負担は70万くらいで済むというような話も聞いておりますので、これから町の施設、駄目になったから使わないでなくて、やはり造ったものはしっかりと守っていく、これも町の考え方と思っておりますので、今回の議案に対しては賛成の立場で討論させていただきます。

ます。急だったので、ちょっとまとまってないんですけども賛成討論とさせていただきます。
以上です。

○議長（井上光三君）

ほかに、討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、承認第7号及び第8号について討論を終わります。

先程、討論がありましたので、議事の都合上、はじめに討論がありました日程第5 承認第8号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起立 11名 ）

起立多数です。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。着席ください。

次に、日程第4 承認第7号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

○議長（井上光三君）

日程第6 議案第80号 財産の処分についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

————— 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長（井上光三君）

次に、議案第80号について補足説明を求めます。

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

それでは、議案第80号の補足説明をさせていただきます。本案件は、町営大法師団地の跡地である町有地の財産の処分に関する内容になります。売り払い財産の種類につきましては、土地になります。場所につきましては、富士川町鰻沢字上の山2227番地他1筆になります。地積につきましては5178.66平方メートル。地目につきましては宅地となります。売り払い予定価格につきましては2080万円。売り払いの契約予定相手方につきましては、10月1日から15日までの間、広告や町のホームページ、広報により入札希望者の申し込み受け付けを行い、結果、次の1つの企業から申し込みがございました。10月28日に改札を行い、契約予定の相手方は、山梨県南アルプス市泉984番地1、ジット株式会社代表取締役石坂正人であります。なお、現在提出書類等の審査を行っており、内容に不備がなければ、議会議決日以降におきまして、町有財産、売買契約書の締結を行うこととしております。以上で議案第

80号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第85号について質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

まず1点はですね、この売却予定価格でいいますと、平米4000なにがしになると思いますが、固定資産評価額はいくらぐらいになっているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（井上光三君）

都市整備課長 河原恵一君。

○都市整備課長（河原恵一君）

ただ今のご質問にお答えいたします。この売却予定価格の算出につきましては、固定資産の評価額により算定をしております。この大法師団地の跡地につきましては、宅地部分と山林部分というふうに面積的に分かれておまして、宅地につきましては評価額4800円。山林部分につきましては評価額14円という計算のもと、予定価格を算出しております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

もう1点はですね、先ほどの説明で、提出書類を精査して契約するというお話がありましたけれども、その契約書類の中には利用目的はあるのでしょうか。というのは、実は町が、この土地を売りに出す前に、噂ではありますけれども、ジットさんが買いたいと。なおかつ、桜の木を植えて、根本へ散骨する場所にしたいという話をいくつか聞きましたので、そういう書類に利用目的が記されているのか聞きたいと思えます。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

お答えいたします。申込書類には土地利用計画書というものを求めて提出をいただいております。その利用計画書の中身といたしましては、農業事業等々に連携する事業、それと観光事業に付随する施設の事業ということで、計画書の提出を受け賜っております。以上です。

○議長（井上光三君）

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

質問は2点でありましたけれども、ぜひ、その目的に沿わないような事業になった場合、しっかり管理をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第80号について質疑を終わります。

これから、議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第80号について討論を終わります。

これから、日程第6 議案第80号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長 (井上光三君)

日程第7 議案第81号 令和元年度富士川町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

—————提案理由朗読説明—————

○議長 (井上光三君)

次に、議案第81号について補足説明を求めます。

財務課長 秋山忠君。

○財務課長 (秋山忠君)

それでは、議案第81号の補足説明をさせていただきます。令和元年度富士川町一般会計補正予算第5号、表紙の次のページをご覧ください。

(以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算(第5号)の朗読)

第1表 歳入歳出予算補正は事項別明細書にて説明いたします。タブレット30ページをご覧ください。

(以下、令和元年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上、議案第81号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 (井上光三君)

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第81号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第81号について質疑を終わります。

これから、議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第81号について討論を終わります。

これから、日程第7 議案第81号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

日程第 8 議案第 8 2 号 学校給食センター給食配送車両購入契約の締結についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

————— 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長（井上光三君）

次に、議案第 8 2 号について補足説明を求めます。

管財課長 樋口一也君。

○管財課長（樋口一也君）

議案第 8 2 号の補足説明をさせていただきます。物品名につきましては、学校給食センター給食配送車両購入であります。納入場所につきましては、富士川町小林字南明寺東地内の学校給食センターであります。物品概要につきましては、給食配送用トラック、アルミバン、テーブルゲートリフター付き、最大積算量 2 トン以上、車両総重量 8 トン未満の 3 人乗りであり、最新の環境性能適合のディーゼルエンジン車両 2 台の購入であります。入札の方法につきましては、6 社に対する指名競争入札であります。10 月 24 日に入札を実施いたしました。結果といたしまして、入札は 1 回行い、山梨日野自動車株式会社が落札いたしました。落札金額につきましては、1 3 1 1 万 5 0 8 0 円で、落札率につきましては 8 6 . 4 0 % でございます。工期につきましては、議会議決日の翌日から令和 2 年 8 月 5 日となっております。契約の相手方につきましては、山梨県甲府市酒折 1 丁目 2 番 1 0 号 山梨日野自動車株式会社 代表取締役社長 飯室允敬であります。なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。以上、議案第 8 2 号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第 8 2 号について質疑を行います。質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。以上をもって、議案第 8 2 号について質疑を終わります。

これから、議案第 8 2 号について討論を行います。討論はありますか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第 8 2 号について討論を終わります。

これから、日程第 8 議案第 8 2 号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の 声 ）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

○議長（井上光三君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて閉会とします。起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分